

総行給第 70 号

平成 21 年 7 月 1 日

各都道府県知事 } 様  
各指定都市市長 }

総務省自治行政局長

## 地方公共団体における定員管理について

政府は、経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）に基づき、平成 21 年 7 月 1 日に「平成 22 年度以降の定員管理について」の閣議決定を別添のとおり行ったところです。

上記閣議決定においては、自衛官を除く各府省の国家公務員について、平成 22 年度から平成 26 年度までの計画期間において、平成 21 年度末定員の 10%以上の定員合理化を実施するものとしております。

各地方公共団体におかれても、定員管理の適正な運営については、従前から数値目標を掲げ鋭意努力されているところですが、現下の厳しい行財政事情等をかながみると、引き続き、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて取り組むことが求められています。

したがって、各地方公共団体におかれては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務事務次官通知）の趣旨に沿い、「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成と 2011 年度までの定員純減に、引き続き努められるようお願いいたします。

また、今後も、地域の実情に応じ、今回の国の方針も踏まえて、適正な定員管理の推進に留意されるようお願いいたします。当省としても、従前に引き続き、今後も地方公共団体における適正な定員管理の推進に資するための方策等に関する調査研究、各種資料の提供等に努めるほか、各省庁に対しては、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策については厳に抑制するとともに、国の関与や必置規制、配置基準の見直し等について積極的に協力するよう要請しているところです。

なお、この旨を貴都道府県の関係機関及び貴管内の市区町村（貴市の関係機関）に対しても周知されるようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。